

令和2年4月定例総会

令和2年4月6日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和2年度第1回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年4月6日(月) 午後4時から5時

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	2番	岡崎 直正
	1番	黒原 一寿
	3番	山本 美加
	4番	橘 なぎさ
推進委員	1番	岡田 弘重
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (1人)

2番 池田 克彦

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第2号 農用地利用配分計画(案)について意見聴取
議案第3号 非農地証明の審議について
議案第4号 その他の件について
①活動の点検・評価と活動計画について
②次回開催日
③その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局係長(前)	中山 真寿美
事務局員	細川 美佐
農林水産課農業係長	出口 直人
農林水産課農業係	田邊 元寛

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、4月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告をします。
本日は池田委員が欠席という連絡が入っております。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第3号 非農地証明の審議について
議案第4号 その他の件について

以上の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
4番 橘 委員
1番 黒原 委員 の2名を指名します。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

最初に **議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について**
担当者の説明を求めます。

担当者
(出口)

議案書2ページをお願いいたします。
議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議についての、申請番号2-001~003について、ご説明いたします。

今回の内容ですが、昨年12月と今年1・2月で審議していただいた件の続きとなります。下益野地区で担い手との農地中間管理権の設定を予定しており、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で利用権の設定を行うものとなります。

借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。

認定所在地は記載のとおりで、合計4筆、合計5,505㎡となります。地目は田になります。始期につきましては、令和2年4月11日、終期は令和12年4月10日までの10年となっております。作物はすべて水稲となっております。

賃料等については、各筆記載のとおり、支払い方法は口座振込となっております。

議案書3ページに航空写真を貼付しております。青色で塗られた部分が既に利用権の設定が完了している農地になります。それ以外の赤、黄、紫色が今回、協

議していただく農地になります。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしく願います。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があれば願います。

池委員

特にありません。事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしく願います。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

横山委員

説明について特に、どうこうはありませんが、10a当たりの借賃料が5,000円になっちようやんか、だいたい今まで単価は6,000円ぐらいやいか。ほんで、これはどう言うことですか、それから、また心配するがは、加地子の分はだいたい6,000円ぐらいということ固まっちように、5,000円ぐらいになったら、また、下がって行くがやないろうかと、そんな心配をするのですが、どんな感じですか。

議長
(中山会長)

担当、分かりますか。

担当者
(出口)

事務局から説明します。単価5,000円については、以前からこの地域はだいたい5,000円ということで、農業公社と地権者と耕作者と話してですね、この金額に決めております。若干、前回の1月2月なんかは、5,000円を下回る賃料もありましたが、これについては、既存の金額を考慮してですね、その金額に設定しているということです。説明は以上です。

議長
(中山会長)

分かりましたか。

横山委員

はい

議長
(中山会長)

他に何かありませんか。

いいですか？

池さん、この黄色いマークのところは、ここはこの前通った時に見たがやけど、1件だけ作りようところあるがよね、この黄色いところは。

池委員

この黄色いところは、旧益野小学校のすぐ前のところやけどね、この、航空写真では色が見にくいかも分らんけど、ちょっと黄色くなったところ、旧益野小学校の入り口のところです。

議長

その他、何かありませんか。

(中山会長)

- 3 -

ないですか。

池委員

それとね、この小学校の前と市道との間、周囲は水稻とブロッコリーをやっています。その中に7反ほど遊休農地があるがですが、それも農業集団に相談したけど、畝町が小さいけんということで、よう耕作せんということで、そのままになっています。

議長
(中山会長)

ないですかね。ないようですので、採決に移ります。

議案第1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

続いて

議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
を行います。担当者の説明を求めます。

担当者
(出口)

はい、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、ご説明します。

対象の農地としましては、議案書2ページの整理番号2-001~003までの農地になります。

全体として、借受人、農地組合法人三崎で耕作を行う面積が227,376㎡の内、今回中間管理機構を通じて利用権設定する面積が5,505㎡となっております。

4ページの配分計画(案)左の農用地等の借受見込みの設定する権利の期間については、今回の配分計画(案)を農業公社に送付し、知事の公告があつてから、機構が借りている残りの期間のまでとなるため、空白としております。

5ページに借受選定理由書を付けさせていただいておりますが、市内で中間管理事業を通して、農地集積を進めたいと手を挙げられている担い手の方の一覧を載せております。この中で1の基本事項への適合から検討して○が多い方を優先順位として配分したということになっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池委員

浜益野の名前かまん？○○さん○○○○さん。それと、○○、○○○○さん。とは僕が直接行って、本人と三崎農業集団の○○さんと相談にいきました。その関係で三崎農業集団になると思います。

それで、○○○○さんはもう、よう作らんということで直接、三崎農業集団に、

という次第です。説明は以上です。

- 4 -

議長
(中山会長)

これに対して、何か質疑のある方はお願いします。
ありませんか。

委員

ありません。

議長
(中山会長)

ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案のとおり配分することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、続いて

議案第3号 非農地証明の審議について
事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

はい、それでは説明させていただきます。

議案書6ページと7ページをお願いします。

議案第3号 非農地証明の審議について ご説明いたします。申請番号23番
令和元年度の23番目になります。

申請人は議案書に記載のとおり、土地の所在は大字貝ノ川後は議案書に記載
のとおりとなっております。登記地目が畑で、面積が89㎡、1筆。申請日は令和2
年3月19日です。

内容としましては、申請地は昭和60年8月12日に前所有者より売買で所得し
た後、同年12月に倉庫を建築して現在に至る。となっております。

位置図につきまして6ページの下の写真をご覧ください。

所在地は貝ノ川のあしべという喫茶店があると思いますが、その向かいの集落
の奥の方にあります。右に申請地の区画を示しております。

現況写真は、7ページに記載してある写真のとおりなんですが、一部に倉庫が建
っておりまして、その前に黒いシートを敷いているのが見えると思うんですけど、
現況このような状態です。以前は家庭菜園のような形でここが使われていたそ
うなんですけど、それをしなくなって、雑草が生えないようにこのようなシートを敷
いて、重しに石を置いているような状態だということです。

建物が建ちましたのが昭和60年ということで、もう、35年ほど、それ以上です
かね、経過しておりまして、使用のされ方としても、農地上の部分は家庭菜園は農
地とはみなしませんので、すでに非農地化されてから、相当年数が経過しており、
市の非農地基準と照らしても、交付は妥当と判断しております。よろしくご審議の
ほどお願いいたします。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

- 5 -

上野委員

3月22日に事務局と一緒に現地に行って来ました。現地は写真のとおりです。特にありませんので、審議よろしくをお願いします。

議長
(中山会長)

議案についての説明が終わりましたので、意見のある方。

横山委員

これシートで覆うちょうのはどうして、草が生えるけん？
草が生えるぐらいやったら農地に復旧するがも不可能ではないがでは。

事務局
(中山)

事務局から補足よろしいですか。おっしゃられるとおり雑草対策でシートを敷いているんですけども、確かにこれはがしてですね、家庭菜園としては使えると思うんです。で、ここの土地がですね、6ページの右の写真を見ていただいたら分かるように、住宅地の中にあるということと、あと、周りも家に囲まれているような状態です。使用のされ方としても、もし、何か作るとしても、広さ的にも家庭菜園としてしか利用できないであろうという判断です。

家庭菜園は、先程も申し上げましたように、農地という扱いしませんので、この倉庫が建っているところに付随する家庭菜園。で、元々は下の家の方が家庭菜園として使っていたようなんですけど、もう作られてないので、このようなシートを掛けているんですけど、もう、家庭菜園は農地とみなさないの、非農地としての基準は満たしているという判断をしております。以上です。

議長
(中山会長)

はい、良いですか。

上野委員

このシートを外して、夏場おいてたら、家の後ろ前、草がぼうぼうになるろうね。ちゃんとして作りたい人がおったらえいけんど……。

山本委員

はい、このシートを見る限り敷いたばかりみたいなシートなんですけど、これは、このまま置くがじゃなくて、この後、何かしたいとかそういうがはあるがですか。

事務局
(中山)

はい、ここの利用の用途については、どうしたい、こうしたいということは事務局としては聞いておりません。

横山委員

これ、非農地にした場合、後、なんか計画とかはあるがですか。

事務局
(中山)

特に聞いてないです。先ほど申し上げたとおりです。

議長

後はなんにするか分からんと、まあ、100㎡足らずやけんそれほどの、まあ。

(中山会長)

事務局
(中山)

よろしいですか、すみません何回も。非農地証明はですね、現況を証明するという証明になりまして、確かに、その後どのように使われるのかということも気

- 6 -

になるところではあるんですけど、事務局としては、これを何に使うかということ
を全て聞きだすまでのことはようしないです。向こうから、この後何に使うか言う
てくれる場合は別なんですけど、こちらから、根掘り葉掘り何に使うかということ
あまり聞けないです。聞いてもいいんですけど、何に使うかによってその判断が
左右されるべきものではないんです。あくまでもこの現況が農地復旧可能かどう
か、市の判断基準に照らしていただいて、農地か農地でないか判断するというこ
とになってまして、これが、太陽光になるがやったらダメとか、家庭菜園するがやっ
たらOKとか、そういうような判断ではなくて、あくまでも農地復旧可能かどうか。
今後、営農に使われる土地として、使えるかどうかということ判断していただく、
ということになってまして、事務局としても今後の使用については、把握している
場合もあれば、把握していない場合もあるということになっております。以上です。

横山委員

今まで、だいたい非農地とする、そういう過程で、こういう奇麗なところで非農
地にしたということがあまり無かったけん。んー、どんながかと思うて質問させて
もらいようがですが、まあ、こういうところが今からも出てくるかも知らんけんど、
今までの基準かいうたら、なんかこう、しっくりこんところがあって…。

議長
(中山会長)

かまいませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。よって議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第4号 その他の件について

①活動の点検・評価と活動計画について

事務局より説明を求めます。

事務局
(中山)

お配りさせていただいております、「令和元年度の目標及びその達成に向けた
活動の点検・評価」という資料と、あと、もう一つ「令和2年度の目標及びその達
成に向けた活動計」という2枚のホッチキス止めの資料をお願いします。

よろしいですかね、これ去年の今頃だったと思うんですけど、同じようなものを
皆さんに見ていただいて、検討していただいたかと思うんですけど、令和元年

度が終わりました、これまで一年間やって来た活動について点検して評価するという一つのシートと、それが(様式2)という分で、もう一つの(別紙様式1)というものが、これからの、今始まった4月以降の令和2年度の農業委員会の活動計画というものになっております。

- 7 -

まずは、点検評価の方から、ちょっと内容が長くなりますので、掻い摘んで要点のところだけ説明させていただきたいと思います。

まずは、ローマ数字のⅠ 農業委員会の状況なんですけど、令和2年3月31日現在の各種のデータを入れております。で、去年出したものは、何の数字を取っているかとかが分かりにくかったので、注釈をつけています。作物統計から取ったよとか、農地台帳の現況農地面積から取ったよ、とかいうのを示していますので参考になさってください。ここについては、データを取ったものですので説明は省かせていただきます。

で、その下の農家数ですとか、農業者数につきましては、農林業センサスに基づいて記入しております。農林業センサスの直近のものが、2015、農林業センサス2015で発表されているものでして、まだ2020の次回センサスが公表というか、実施されておられませんので、それが公表されるまでは、そのままの数字を入れさせていただきます。

その右の、経営数については、担い手への農地利用集積状況調査という調査がありまして、これは農業係の方が所管してくれて、やっているんですけど、こちらから経営体の数を転記させていただいております。

2番については農業委員会の現在の体制としまして、旧制度ではなくて新制度へ移行しておりますので、下の段に入れております。農業委員の定数が5、その内の女性が2名、中立委員が1名ということになっております。

任期の満了が令和3年7月31日となっております、最適化推進委員さんが定数8、実数8、地区数が4となっております。

めくっていただきまして、担い手への農地の利用集積・集約化というローマ数字のⅡのところ、こちらの1番 現状及び課題につきましては、これが去年の令和元年度の目標を立てた時の現状の数値がそのまま来ております。

管内の農地面積が610ha、これまでの集積面積が52.23ha、集積率が8.26%となっております。これは平成31年度の活動計画に記載した面積でして、集積面積についても、平成31年4月時点の面積となっております。

課題としましては、高齢化率に伴う労働力不足ですとか、担い手不足、遊休農地化が進んでいることなど、課題を上げさせていただいておりましたが、アラビア数字の2 平成31年度の目標及び実績のところを見enいただきますと、集積目標のところ57.2ha、集積の実績が85.6ha、うち新規実績が28.4haということで、達成状況としましては、目標に対して149.7%という高い達成状況となっております。

これにつきましては、下益野・浜益野の新規の集積分が13.5ha、約ありますの

で、これが上乗せになったことが大きいと思います。

それから、これまではですね、担い手さんが借受している面積は機械的に出せるんですけど、自作地の方が計上されていなかったのではないかなと思われまます。こちらについては、農業係の方が調査してくれた、担い手への農地集積業況が自作地もカウントしてますので、その分を上乗せしましたら149.7%となりました。

- 8 -

去年までが、自作地が入っていなかったもので、過少報告になっていたのかな、と思うところではありますけど、その分上乗せしましたので、31年度の結果としてはこのような状況です。

3番の、目標達成に向けた活動としましては、10月に農地利用意向調査に併せて農地中間管理事業の周知をいたしました。その他、随時、担い手への農地の利用集積に向けた掘り起しや、あっせん活動。人・農地プランへの積極的な関与による利用集積の推進を行いました。

活動実績としまして、主に年間を通して、農地中間管理機構関連農地整備事業市野々地区で実施しておりますが、こちらで、地域での話し合いの場に推進委員さんが参加されて、意見集約等を行っていただきました。

それから、下益野・浜益野地区において、農地の相続人調査など、農地中間管理事業の推進を行いました。

目標と活動に対する評価としましては、利用集積目標は大きく達成しました。

活動に対する評価としまして、農地中間管理事業の成果として、転貸がまだの農地も含めて約23.9haの集積を行うことができました。

次のページをお願いします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、現状及び課題については、平成31年の4月に提示していただいたものを、そのまま掲載しております。

その目標の達成状況としましては、参入目標1経営体に対して、参入実績が2経営体ですので、達成状況は200%。参入目標面積1haに対して実績面積が0.4haですので、面積的な目標については40%の達成状況となっております。

この40%については、新規参入がハウスというのものもあるのかなと思います。

ハウスについては、面的にかなり集約された面積になりますので、面積が大幅に増えにくい、ということですので、目標に対して1経営体のところに、2経営体が参入されてますので、実績としては十分達成したのではないかなと思います。

次3番の目標の達成に向けた活動としましては、活動計画としては、農業委員会だよりにて新規就農者募集のPR。その外、随時、市ホームページ等で募集PRすることになっておりましたが、実績としましては、農業委員会だよりにてPRを実施し、随時、市ホームページにての募集PR、それから、新規就農者への農地の権利設定などのサポート等を行いました。

目標に対する評価としまして、新規就農者の確保目標は達成しました。面積目標は施設を含んでいることもあり、達成しなかったが、結果として高収益作物での新規参入であり評価できるとしております。

活動に対する評価としまして、農地の権利設定等の支援は各委員が積極的に
行いました。次のページをお願いします。

遊休農地に関する措置に関する評価としまして、現状及び課題は、これも同じく
昨年の方の数字となっております。

2番にいきまして、平成31年度の目標及び実績につきまして、解消目標を1ha
としておりましたが、農地パトロール等の結果解消実績が2.4haとなっております、達

- 9 -

成状況としましては、240%となっております。

目標の達成に向けた活動の計画に対する実績ですが、下段の方をお願いします。

調査員数は実数が15名、調査実施時期は10月、調査結果取りまとめが11月か
ら12月、利用意向調査の実施時期が12月から1月、調査結果取りまとめ時期が
2月から3月となっております。

1号遊休農地が78筆の面積が3.5haとなっております。

目標及び活動に対する評価が、遊休農地の解消目標値は達成いたしました。
活動に対する評価としまして、意向調査の準備に時間がかかるため、効率化して
行くことが課題となっております。

次のページをお願いします。

違反転用への適正な対応としまして、現状、令和2年3月現在で違反転用面積
が、0.02ha計上しております。こちらにつきましては、すでに審議していただ
いたところなんですけども、すでに住宅等が建っていて、違反転用が発覚した部分
につきまして、現在、事後転用の手続きを進めているところです。事後転用の前
に現在、農用地区域からの除外を行っているところですが、除外の完了後、速や
かに違反状態を是正するために、事後転用、転用の手続きを取っていただく予定
となっております。

通年の地区担当委員による監視活動に加えて、利用状況調査時に一斉農地パ
トロールも実施し、違反転用等の監視活動の強化がこれからも必要であると、考
得ます。また、市民啓発としまして農業委員会だより等でも啓発を行っていく必要
があります。

平成31年度実績としましては、0.02ha。発見という形で違反転用面積が増え
ております。

活動計画については、農業委員会だよりで啓発としておりましたが、実績につ
きましても、農業委員会だよりで啓発を行いました。

また、令和1年10月、農地パトロール実施時に合わせて調査を行っております。
活動に対する評価としまして、市民啓発の効果があると思われるので、今後も
広報等継続して行うこととしております。

次のページをお願いします。

農地法等の事務に関する点検です。

農地法第3条 農地の権利移動等の許可事務につきまして、1年間の処理件数
が7件、うち許可が7件となっております。

処理期間、1の一番下のところに処理期間とありますが、標準処理期間、これは平均的に申請書を受理してから、許可指令書を発行するまで平均31.2日となっておりますが、令和元年度の集計を取りましたところ、処理期間の平均が22.6日になって居りました。

それから、2番。農地転用に関する事務としまして、これは4条とか5条とかの転用を伴うものなんですけれども、1年の処理件数が14件、14件意見を付して知事へ通達を行っております。

- 10 -

こちらの標準処理期間につきましては、農地法等の運用について申請書の受理から、40日という風に定められておりますが、処理期間は、確認しましたところ、35.5日となっております。

14件のうち10件が、審議会への諮問が必要な案件としておりまして、諮問が必要な案件につきましては、受理から80日間のうちに県へ送達するようになっておりますが、それらも平均したうえで35.5日間の期間で送達をしております。

次のページをお願いします。

農地所有適格法人からの報告への対応といたしまして、管内の農地所有適格法人数は、3法人。これは市内の法人が2法人と市外の法人ですが、市内で農地の権利を所得して、経営を行っている法人が一つありますので、全部合わせて3法人となります。そのうち3法人から報告書の提出を受けております。

それから4番、情報の提供等としまして、賃貸借等の情報を農業委員会だよりで、令和2年3月に公表いたしました。農地等の権利移動等についても同じく、この3月に公表を行いました。

農地台帳の整備としましては、所有権移転や転用等の補正処理、現地確認結果等の入力処理を一年を通して行いました。

最後のページをお願いします

地域農業者等からの主な要望・意見につきましては、募集したところ、特に寄せられた意見はありませんでした。

その下の、事務の実施状況の公表等については、議事録の公表はホームページにおいて実施しております。

一番下、活動計画の点検・評価の公表については、ホームページに公表しております。

以上、元年度の目標の点検・評価につきましては以上になります。掻い摘んでと言いつつ全部ざあっとやっちゃって、すみません長くなりました。

続いて、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の方をお願いします。

こちらについては、令和2年4月1日現在のデータ等を入力しております。

農林業センサス等に基づいて記入するものについては、先程もご説明したとおりとなっております。農業委員会の現在の体制は同じですので省略します。

次のページをお願いします。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、先程の活動の点検・評価

で、令和元年度終了時点の数字をそのまま入力しております。

令和2年度の目標及び活動計画として、2番のところですが、現在の集積面積が85.6haですので、次の目標としては、新規集積4.4ha見込みまして、目標を90.0haとしております。目標設定の考え方としては、中間管理事業の実施地区については、地域の離農者と随時集積に努め、全域で制度全般を周知することとしております。

活動計画については、昨年度と同様、意向調査の際の農地中間管理事業の周知と、人・農地プランへの関与による集積の推進としております。

- 11 -

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、新規参入の状況は記載のとおりとなっております。

2番の令和2年度の目標及び活動計画につきまして、今年も参入目標を1経営体と定めております。参入目標については、施設等もあることから、0.5haとしております。

活動計画については、農業委員会だよりでのPRほか、市ホームページ等で募集PR、新規参入者向けの給付金の要綱等掲載する等でPRする予定です。

次のページをお願いします。

遊休農地に関する措置としましては、現状は記載のとおりとなっております。

2番の、令和2年度の目標及び活動計画としましては、1haの解消をしたいと目標を立てております。目標設定の考え方は、利用意向調査の結果を農地中間管理事業につなげると共に、担い手への集積を確実に進めるために最低限の面積としまして1haとしております。

活動計画としましては、調査員13名で、10月にパトロールを実施し、その結果を11月に取りまとめる計画です。

調査方法はこれまでと同じですが、後程たぶん、補佐の方からパトロールについては新たな提案があるかと思いますが、こちらについては昨年度と同様の内容を11月に取りまとめる計画です。入れさせていただきます。

意向調査の実施時期が12月、取りまとめ時期を1月から2月としております。

その他、農業委員会活動の見える化の一環として、土佐清水市農業委員会が、毎年行っております、耕作放棄地解消事業を継続して行いたいとしております。

次、違反転用への適正な対応としましては、現在、0.02ha存在している違反転用なんですけれども、これを事後の転用許可を取るとして、0にするような計画としております。

活動計画としまして、これまでと同様、広報誌において、違反転用未然防止の啓発をこれまで以上にやっていきたいと考えております。

活動計画については以上です。

盛りだくさんになりましたけれども、点検・評価と活動計画につきましては、これから、ホームページ等に掲載しまして、広く意見募集を行います。で、上がってきた意見と共に合わせて、公表、県の方に報告等して、上げていくようになっており

ます。

また、中身につきましてお気づきの点がありましたら、事務局までお寄せいただきたいと思います。

事務局
(岡田)

すみません、関連でかまいませんか。中山さんから引継ぎをもらいまして、いろいろと事業を組み立てていこうと、僕も6ヶ月ばあ持ちよって、やり残しがあったので、中山さんの目標と若干ずれるところが何点かできてきますが、今、皆さんのところにカラーで作っちゃう、これ、見てもらって良いですか。

耕作放棄地と食育事業というのを、やりよったと思うのですが、それをちょっと、

- 12 -

引っ付けてみろかな、と思うて組み立てを4月2日から、ちょっと行いました。

実はですね、下川口小学校の方から、校長先生も変わって、下川口家っていう集落活動センターがあるんです。そこコラボしてなんかできんか、ということで、農業がどう引っ付くかな、ということで提案を受けまして、子供たちに家庭菜園ながですけど、利用させてもらって、作物を作って、それを農業委員会が指導、助言をしちゃって、一生懸命子供たちに作ってもらって、それを、夏休みの宿題みたいに模造紙で貼って、写真等展示をしながら、下川口家へ出して直販の経験もしたいと、要は子供のレジ、ピッピツみたいな経験までできたらな。というような相談をもらいまして、急きょ組み立てをしたがですけど、農業委員会としてどう関わって行くかといったら、作物の植えるための土づくりから、肥料のまき方とか、適切に作物が育つような肥培管理。を含めた支援を何回か行っていけたらなと。

あと、日常の水やりとか、その管理は子供たちが積極的にやってくれますよ。という部分です。

ただね、下川口家にそのあと行ったら、何が出てきてほしいか相談したのですが。そうしたら、作物で、彩が良いもんがええと。季節がいつも一緒になって同じ野菜ばかり出てくるけんということで、ちょっと一枚めくってもらったら、パプリカって話が出たがですけど、ちょうどNHKの紅白でパプリカっていう歌を子供たちが歌うたけんやと思うがですけど、振興センターに聞いたら、パプリカは大きくするのにちょっと時間が掛かると、やけんカラーピーマンいうて、ピーマンやけど色がついちょうががあるそうながです。

そこで、彩もあってピーマンと同じ肥培管理なので、どうでしょうかという意見をもろうたところでした。

作り方は、これホームページからとったんですが、会長に聞いたらピーマン作ったことがあるということなので、参考にしながら資料として、一番最後にホッチキスのない横の、これが下川口小学校が家庭菜園を持ちょうとこです。隣の土地を借りて、2畝ぐらいです、そこで今は玉ねぎを植えています。柿の木のとこまで使える、という確約を取ってもらったので、初めてのことなので、10株ぐらい植えれたらなという感じで、畝間と50と60と書いてますが、こういうがを出来たらな、という案で、新たな取り組みという形になりますので、ご審議していただきたい部分

がこれ一点ですけど、どうでしょうか。

中山会長

あのう、10株ぐらいやったら、夏やったらすぐ枯らす・枯れるがやけん、ピーマンは、じきと枯れたりするけんよ、仮に80、50～80ぐらいで植えるがやけん、ほいいたら10株やいうたらほんのちょっとやいか、もうぴっと、出店してみたい、いうがやったら20株植えたち、それほどの面積でもないし、20本かそこらば植えんといかんがやないかね。子供に、食育で植えるがやったら。と思うがやけんど。

事務局
(岡田)

その辺も、もんでもらわんといかんと思うて、取りあえず10としたがですがね。どうでしょうかね。

- 13 -

中山会長

あのう、まあ家で、自分とこで作る分ぐらいやったらよね、4,5本ばあでもえいろうけんど、学校の活動ですがやったら、それこそ直販所みたいなところに出すがやったら、どうやろうね。5本ずつ3種類ぐらえばあ、植えるががえいことないろうかと思うがやけんど。

事務局
(岡田)

3種類ぐらい。

中山会長

赤、黄、…緑…。

オレンジとか紫色みたいなもあります。

事務局長

補佐、これ先に終い付けたらどう…。先に中山さんの説明したやつ。

事務局
(岡田)

先に審議して、元年のやってもろうて。

事務局長

これは、補佐のやつは、その他のところで良いがやない。この中に入ってくる。

事務局
(岡田)

令和2年の分に関係してきます。

事務局長

これ公表するようになるがかね。この中に入ってくる。

事務局
(中山)

公表します。

案を掲載してホームページ上で公表したうえで、意見を募集しまして、その意見集約したうえで、取りまとめをして広告となっているので、また、委員さんからご指摘等あったら、案を取りまとめるときに、もう一回取りまとめるところがあるので、そこでも…。

事務局

意見をもろうてからにしましょうか。

(岡田)
中山会長

中山さんが言うたがはよ、後で意見出してもらうて、いうことやったろ。

事務局
(中山)

この場で、なかなかこれで行きましょう。みたいな話にはなかなかできんと思うけん、見ていただいて、何か指摘があったら…。

事務局
(岡田)

2年分がどうしても若干変わってくるところで、ちょっとそこだけ、耕作放棄地の解消で、去年までのジャガイモとかコスモスとかじゃなくなるのが一つあるので、その方向性だけちょっと…。

事務局
(中山)

パトロールのやり方もちょっと変わるかもしれんので、多少中身が変わるかも…

- 14 -

中山会長

そんながは皆に言うちよったらえいがやない。こればやったら、言うちよって皆に意見聞かよ。

事務局
(岡田)

とりあえず、一個ずつ行きましょかね。小学校とのこの取り組みどうですかね。2回も、食育やって、耕作放棄地となると、なかなか段取りも大変なところもあるし、時間も調整せんといかんし、この、一つにまとめるじゃあないけんど、食育もかねて、子供たちが土に触る、野菜作りをする。

黒原委員

良いと思うんですけど、ピーマン夏野菜なので、今月、来月ぐらいには取り掛からんといかんがやけんど、間に合うがかね。

事務局
(岡田)

はい、実はですね、下話は全部終らしてきて、5月のこれにも書いちょうがですが、このスケジュールながですよ。連休明けにはすぐに植えないかんという。

委員

時期的にね。

事務局
(岡田)

なので、今日承認を得たら、苗を頼まないかんがです。すぐに。
まあ、難しい部分はカラーピーマンが全部そろるかどうか、というのがありますが、このスケジュールでいっぱいいっぱいなので、今回、強引に入れさせていただきました。

議長

この案で作るかどうか。まず、この案でするかどうか決めろか。

黒原委員

せっかく、子供たちが作って、収穫して、売って、そこまでするのは、すごく良いと思います。

弘田委員

せっかく、計画してくれちょうけん、やったらどうやろか。

議長 やるようになりますか。

委員 賛成の声

議長 そしたら、準備はどんげしたらえいがやろうか。

事務局
(岡田) はい、自分の頭の中で今組み立てちゃうがですけど、お願いが何点か農業委員会に出てくると思います。
まず、清水の農業の状況を子供たちにしゃべるのと、農業委員会の活動をちょっとこう一定PRせんといかんので、子供たちの前で先生みたいな役目がいっちょつて、土づくりみたいなのが一番最初になると思うので、土づくりして植えるまでを、

- 15 -

5月の頭にして、行かしてください。
会長を含めて、誰が担当できるか、また、今度は、植えた後の面倒ですよ、当番制で見ていくのか、みんながまた集まるのか、その、子供たちの指導の部分で2回、3回、こう、手分けして入るみたいな、イメージしたいがですけど、いかがでしょうかね。全員が3回ばあ入った方が良いですか。役割分担というか、この写真でいうと、みんなが入っちゃうので、そのところの兼ね合いを聞きたいがですけど。

山本委員 すみません、5月になると、ラッキョウの収穫に入るので、できたら当番制にしていただいた方がありがたいです。

橘委員 虫が食うた時とかはどうするがやろうか。

中山会長 消毒はする予定やろかね。

事務局
(岡田) 虫が来たらになるので、そこらへんは。

橘委員 したくないわね、したくないけど虫は来るろうね、アブラムシがね。
あと、青枯れがきたら、やっぱり余分に吹いちょかな全部枯れていくけんね。

事務局
(岡田) 天候の状況と、まあ、虫もあるし、ちょっと数増やしましょうかね、苗の。

中山会長 学校に、虫がついたら消毒するかどうか、無農薬で作りたいとか、あるかもしれんけんそこら辺り…。

事務局
(岡田) たぶんロスも覚悟してます、学校も。
子供が作るけん形もわるいぜ、というのも言うちよりますので、それでも良いと

ということなので。

議長 まあ、やるかどうか決めろ。
下川口の小学校の期待に添えるように頑張るってやるかよ。

委員 活動やけん、なんかせなあいかんけんやったらえいわ。

議長 そしたら、やるということで、えいですかね。

委員 賛成の声

議長 じゃあ、やるようにします。

- 16 -

事務局 (岡田) それじゃあ、詳細は会長と詰めて、苗を何本買うかとか、ただ一点、肥料代とかは農業委員会の活動費から払うということをご了承ください。
あとは、人出は交代制とかで、子供たちの間に入っていきながら、農業委員会の普及啓発も一緒にするというので、よろしく願います。

議長 後からよく読んでもらって、意見は事務局の方にむいて……。

事務局 (中山) そうですね、今ぱっと思い付くことがあれば、質問とかあればしていただいたら、今のうちに。

事務局長 今、答えれることは答えて、後は、それ以外で思い付いたことがあれば、事務局の方に連絡いただいたら。

議長 そしたら、事務局が話した内容で、聞いてみたいこと、質問したいこと、それから、反省すべきことがあったら願います。

元年度の分は結果の報告なので、令和2年度に対する意見があれば……。

ないようでしたら、後で、思い付いたら事務局の方にお願います。

次回開催日について

次回の定例総会は、令和2年5月7日(木)午前10時から
会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他の件

他に何かありませんか。

ないようですので、これで4月定例総会を閉会といたします。

0